

令和3年度 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会事業計画

【基本方針】

『みんなで支え合い 一人ひとりが輝けるまち こおりやま』

の実現を目指して（『第4次地域福祉活動計画』基本理念）

新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちの地域生活にも大きな影響を及ぼしております。郡山市社会福祉協議会が地域住民とともに実践してきた「地域福祉推進事業」においても「集いの場」の開催を制限せざるを得ないなど、『地域住民支え合い活動』が計画どおりに実施できない状況が続いています。また、長引く社会経済活動の制限により、特に雇用状態が不安定な非正規労働者、パートタイム労働者、フリーランスや一人親世帯などにおいて、大幅に収入が減少し、生活に困窮する世帯が増加しています。

さらには、少子・高齢化の進展や家族機能の低下などの社会情勢に加え、コロナ禍も相まって地域住民のつながりの希薄化がより一層深刻化する中で、社会的孤立や経済的困窮、虐待やいじめ、介護や子育てに対する不安など、様々な地域生活課題が生じており、その対応が求められています。また、本市においては、東日本大震災及び福島第一原発事故に伴う避難者支援、甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風(台風第19号)の豪雨により被災した住民が直面する様々な課題に対応した支援も必要となっています。

このような中、誰もが地域社会の一員として、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、公的サービスの充実とともに、住民自身が地域生活課題を『我が事』として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく『地域共生社会』の実現をめざした取り組みとともに、“誰一人取り残さない”のスローガンを掲げる『SDGs(エス・ディー・ジーズ)』(注1)を意識した取り組みも求められています。

当協議会では『みんなで支え合い 一人ひとりが輝けるまち こおりやま』を基本理念に、市民一人ひとりがお互いに支え合うことにより地域の繋がりを再構築し、地域の課題解決力を強化することで、子どもや高齢者、障がい者などのすべての住民がいきいきと輝ける福祉のまちづくりの実現を目指し、『第4次地域福祉活動計画』に沿って、町内会・自治会と協働した住民主体による地域福祉活動を総合的に推進いたします。

また、『互助』を基本とした『住民参加型在宅福祉サービス事業』“たすけあい活動”のより一層の充実や『生活支援コーディネーター』の活動強化、判断能力が低下した認知症高齢者等に対する権利擁護事業、さらには大規模な災害等による避難者支援などを通して、本市が推進する将来世代につなぐ持続可能なまちづくり『SDGs 未来都市こおりやま』(注2)の実現に向け、特に「貧困」や「健康と福祉」等の分野において貢献できるよう各種の地域福祉推進事業に取り組みます。

さらには、公共性の高い非営利・民間福祉団体として、適正な法人運営を推進するとともに、介護保険制度や障害保健福祉施策、子ども・子育て支援制度の動向を注視しながら的確に対応し、在宅福祉サービス・保育サービス事業者として利用者本位のサービスを提供し、市民から信頼される事業経営に努めます。

なお、今年度において『第4次地域福祉活動計画』の最終年度を迎えるにあたり、郡山市が策定する『第4期郡山市地域福祉計画』との一体的な整備を図ることを目指し、『第5次地域福祉活動計画』の策定に向けて、地域住民や行政機関、関係機関・団体による「策定委員会」を設置し、新たな地域福祉活動の指針となるよう戦略的な計画づくりに取り組みます。

(注1)『SDGs (エス・ディー・ジーズ)』とは「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称。2015年に国連サミットにおいて全会一致で採択された、2016年から2030年までの世界共通の目標で、「貧困」「教育」「健康と福祉」「産業」や「ジェンダー(「社会的・文化的に形成された性別」のこと)」など、17のゴールとそれぞれの下に、より具体的な169項目のターゲットがある。”誰一人取り残さない”(no one will be left behind)社会の実現のために先進国も途上国もすべての国が関わって解決していく目標である。

(注2)令和元年7月1日、自治体による『SDGs』の達成に向けた優れた取り組みを行う都市として、郡山市が県内で初めて「SDGs 未来都市」に選ばれ、選定後の2019年8月に「SDGs 未来都市こおりやま」の実現に向け「郡山市SDGs 未来都市計画」を策定した。この計画では、2030年を目途に、『SDGs』の理念を踏まえた、持続可能な圏域の創生を目指している。

【重点目標】

- (1) 『地域共生社会』の実現に向けて地区社協・支部社協が行う『地域住民支え合い活動』を重視

『第4次地域福祉活動計画』の理念を具現化する方策として、住民主体の「互助」を基本とした地域福祉活動を推進するため、地区社協・支部社協における『地域住民支え合い活動』の現場を重視しながら、地域の課題を『我が事』として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る『地域共生社会』の実現に向けて取り組みます。

- (2) 住民主体による『地域住民支え合い活動』推進のため地区社協・支部社協の活動を積極的に支援

地区社協・支部社協の活動を積極的に支援し、『集いの場』の構築に向けた「いきいきサロン（会食会・茶話会）・世代間交流・子育てサロン」の開催、『訪問による見守り活動』として「友愛訪問・配食サービス」の実施など、住民主体による地域福祉活動の推進を支援することにより、地域生活課題の改善に向けた、多彩で地域性豊かな『地域住民支え合い活動』の推進に取り組みます。そのため、各種の事業が効果的に展開できるよう助成金交付の仕組みを改正いたします。【2-(4)】

- (3) 『住民参加型在宅福祉サービス事業』“たすけあい活動”と『生活支援コーディネーター』による『生活支援体制整備事業』をさらに推進

高齢者や障がい者、妊産婦などの方々が、日常生活で生じる「ちょっとした困りごと」を、同じ地域に暮らす住民同士がサポートする『住民参加型在宅福祉サービス事業』“たすけあい活動”の充実に努めます。【2-(7)】

また、介護保険制度の『生活支援体制整備事業』を推進するため、地域づくりを担う住民をはじめ、関係機関・団体のネットワーク組織である「協議体」の設置及び開催を郡山市と連携を図りながら計画的に進めるとともに、住民主体による介護予防のための「集いの場」や「生活支援」を創出するなど、『生活支援コーディネーター』による住民同士の助け合い・支え合い活動の充実にに向けて取り組みます。

【2-(5)(6)】

- (4) 災害救援ボランティアなど、様々な福祉人材の発掘と育成や地域生活課題に対応可能な『社会福祉法人の公益的な取組』を推進

『地域共生社会』を実現するため、地域福祉活動への住民の主体的な参加を促し、子どもから高齢者までの幅広い年代層が地域の一員としてボランティア活動に参加・協力することにより、地域生活課題の解決力を強化するとともに、自然災害の増加に伴い近年ニーズが高まっている災害救援ボランティアなど、様々な福祉人材（ボランティア）の育成と確保に努めます。【3-(3)～(7)】

また、郡山市内の社会福祉法人とのネットワークの構築を図りながら、地域生活課題に対応するため『社会福祉法人の公益的な取組』を推進し、新たな社会資源や福祉事業を創出するための検討・開発に取り組みます。【5-(2)、7-(2)】

- (5) 「総合相談窓口」を充実し、生活困窮者等の相談支援業務を包括的に展開

コロナ禍で増加している生活困窮世帯、日常生活に不安を抱える低所得者等の経済的自立を支援するため、郡山市が設置している『生活困窮者自立支援相談窓口』に職員を配置し相談支援業務を実施するとともに【4-(3)】、就労等の自立に向けた支援が必要な人を対象とした『就労準備支援事業』の実施【4-(4)】や生活福祉資金貸付事業の実施【4-(7)】など、当協議会の機能を活かして生活困窮者、高齢者、障がい者、住宅確保要配慮者等に対する相談支援活動について、郡山市との連携をさらに強化することで、より重層的、包括的に展開できるよう「総合相談窓口」の充実と必要な体制整備に取り組みます。【3-(2)】

- (6) 認知症高齢者等を対象とした地域における権利擁護事業を推進

認知症や知的・精神に障がいがあるなどにより、判断能力に不安がある又は低下した方々においても可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、司法関係者等の関係機関との連携を強化しながら、日常生活自立支援事業（あんしんサポート）及び成年後見制度（法人後見）の推進に努めるなど、地域住民が安心・安全に地域生活が送れるよう権利擁護に資する事業の推進に取り組みます。

また、成年後見制度のより効果的な推進を図るため、郡山市との連携を強化するとともに、「成年後見制度利用促進法」に定める中核機関の受託に向けた協議を積極的に実施いたします。【4-(1)(2)】

(7) 東日本大震災及び福島第一原発事故等による避難者の生活復興支援を推進

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故から10年が経過し、避難生活を送る住民も、復興公営住宅への入居などにより生活環境が大きく変化する中、よりきめ細かな個別支援が求められることから、生活支援相談員の活動の充実を図りながら、関係機関・団体と連携し避難住民の生活復興支援の推進に取り組みます。【2-(8)】

また、近年多発している大規模な自然災害等の発生を受け、地域の多様な支援者が連携・協力するプラットフォーム(会議体)への参画など、社会福祉協議会らしい支え合いの推進に取り組みます。【2-(9)】

(8) 『第5次地域福祉活動計画』の策定に向けた課題の分析と体制を整備

社会福祉協議会における最も重要な活動指針である「地域福祉活動計画」が今年度において第4次計画期間の最終年度を迎えることから、第4次の計画期間における各種事業の実施状況等について適正に評価、検証を行った上で、新たに『第5次地域福祉活動計画』の策定を進めます。

策定にあたっては、郡山市が策定する『第4期郡山市地域福祉計画』との一体的な整備を目指し、地域福祉活動の実践者である地域住民やボランティア・市民活動団体の関係者、行政機関、社会福祉の関係機関・団体による「策定委員会」を設置し、地域社会における生活課題・福祉課題の把握や分析を丁寧を実施し、次世代を見据えた戦略的でより実効性のある計画づくりに取り組みます。【2-(1)】

令和3年度 重点事項

◎は【重点目標】に関連する事業

No.	重点事項	内容等
1	組織・財政及び活動基盤の強化	(1) 理事会・評議員会の運営 (2) 専門委員会（組織・財政委員会、企画委員会）の開催 (3) 社協会員の加入促進 (4) 共同募金運動・歳末たすけあい運動の実施 (5) 法人運営・事業経営の強化（総合企画・部門間調整、財務・人事・労務管理・法務等の適切な管理） (6) 職員の研修・能力開発の充実 (7) 『福祉QC活動』の手法などによる「福祉サービスの質の向上」及び「業務改善」の推進
2	I 人と人がつながり支え合う地域共生社会の推進	(1) ◎『第5次地域福祉活動計画』策定委員会の開催 (2) 『地区社協・支部社協連絡会議』の開催 (3) 地区社協・支部社協『部会活動推進連絡会議』の開催 (4) ◎地区社協・支部社協における住民主体の『地域住民支え合い活動』の推進・支援及び地域福祉活動費の助成 ①集いの場の構築 ①いきいきサロン（会食会・茶話会） ②世代間交流 ③子育てサロン ②訪問による見守り活動 ①友愛訪問 ②配食サービス (5) ◎第2層協議体開催の支援及び協議体の設置に向けた地域の関係機関・団体との懇談会（勉強会）開催の支援 (6) ◎『生活支援コーディネーター』の活動の充実 (7) ◎『住民参加型在宅福祉サービス事業』“たすけあい活動”の充実 (8) ◎東日本大震災及び福島第一原発事故による避難者支援の推進 (9) ◎自然災害等における被災者支援の推進（『こおりやま災害支援ネットワーク』との連携等）
3	II 地域課題を我が事とし解決できる環境づくり	(1) 福祉なんでも相談事業の推進 (2) ◎丸ごと相談窓口の整備 (3) ◎ボランティアセンターの運営及びボランティアコーディネートの充実 (4) ◎出前ボランティアスクール（講座）の充実 (5) ◎災害救援ボランティア養成講座の充実 (6) ◎夏・ボランティア体験プログラムの開催 (7) ◎地域ぐるみ雪かきボランティアコーディネート事業の推進及び「雪かきボランティア体験プログラムin湖南町」の開催 (8) ボランティア活動保険の加入促進
4	III 住民に寄り添い、後押しする相談・支援の強化	(1) ◎日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の推進 (2) ◎成年後見制度（法人後見）推進体制の整備 (3) ◎生活困窮者自立支援事業の推進 (4) ◎『就労準備支援事業』の充実 (5) 「こおりやまフードバンク事業」の推進 (6) 住宅確保要配慮者に対する相談支援の推進 (7) ◎生活福祉資金貸付事業の実施 (8) たすけあい一時資金の貸付事業の実施
5	IV 地域の団体の協力関係とネットワークの構築	(1) 歳末たすけあい運動募金配分事業の実施 (2) ◎『社会福祉法人の地域における公益的な取組』の推進

	重点事項	内容等
6	V 誰にでもわかりやすい情報の発信と福祉啓発	(1) 「こおりやま社協だより」「社協ニュース」の発行 (2) ファミリーフェスタ2021の開催 (3) 地域福祉推進セミナーの開催 (4) ホームページ・SNSによる情報提供 (5) 郡山市認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業への協力 (ICT(情報通信技術)活用によるメール配信検索事業)
7	各種福祉事業の推進	(1) 『福祉バス運行事業』の実施 (2) ◎『高齢者の買い物を目的とした移動等を支援するための事業』の充実 (3) 『火災等被災者への見舞金支給事業』の実施 (4) 郡山市民生児童委員協議会連合会への支援 (5) 郡山市高齢者作品展の開催
8	在宅福祉サービス及び介護予防・生活支援事業の推進	(1) ホームヘルプサービスセンター事業<介護保険法> ①訪問介護事業 ②訪問入浴介護事業 ③介護予防訪問介護事業 ④第1号訪問事業 ⑤介護予防訪問入浴介護事業 ⑥居宅介護・重度訪問介護事業<障害者総合支援法(注)> ⑦移動支援事業<障害者総合支援法(注)> ⑧障害者等在宅訪問入浴サービス事業の受託 ⑨産後ヘルパー派遣事業(育児支援家庭訪問事業)の受託 ⑩いきいきデイクラブ事業の受託 (2) 指定居宅介護支援事業<介護保険法> ①ケアマネジメント業務(ケアプランの作成等) ②要介護認定の申請にかかる援助及び認定調査の受託 ③介護予防支援業務の受託 ④第1号介護予防支援業務の受託 ⑤郡山市介護支援専門員連絡協議会及び(一社)福島県介護支援専門員協会への協力 (3) 指定特定・障がい児相談支援事業<障害者総合支援法(注)> ・基本相談支援及び計画相談支援等の業務 (4) 障がい者相談支援事業の受託 ・福祉サービスの利用援助等の業務 (5) 障がい者基幹相談支援センター事業の受託 ・相談機能強化事業及び相談支援従事者の育成等の業務 (6) 障がい者虐待防止センター事業の受託 ・障がい者の虐待の防止及び養護者支援等の業務
9	保育事業の推進	(1) 赤木保育所の運営 ①乳児保育事業 ②時間延長型保育サービス事業 ③開所時間延長促進事業 ④土曜一日保育事業 ⑤保育所等地域子育て支援事業への協力 (2) 希望ヶ丘保育所の運営 ①乳児保育事業 ②時間延長型保育サービス事業 ③開所時間延長促進事業 ④土曜一日保育事業 ⑤保育所等地域子育て支援事業への協力
10	関連事業	(1) 共同募金運動・歳末たすけあい運動への協力 (2) 日本赤十字社事業への協力 (3) 福島県福祉人材センター協力指定事業の受託

(注)「障害者総合支援法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のこと。

令和3年度 事業実施説明書

事業名	説明
《基本目標Ⅰ 人と人がつながり支え合う地域共生社会の推進》	
『第5次地域福祉活動計画』 策定委員会の開催 【新規】	『第4次地域福祉活動計画』が計画期間の最終年度を迎えるにあたり、第4次の計画期間における各種事業の実施状況等について適正に総括を行った上で、『第5次地域福祉活動計画』を作成するための策定委員会を開催する。
『地区社協・支部社協連絡会議』 の開催	地域福祉推進に関する共通認識を深めるとともに、情報を共有するため連絡会議を年2回開催し、地域福祉活動の実践事例や課題等の情報交換や活動内容の検討を行う。
地区社協・支部社協 『部会活動推進連絡会議』 の開催	地区社協・支部社協の部会活動（在宅福祉サービス部会・児童福祉推進部会・広報研修部会・活動資金部会）を推進するため、部会毎に連絡会議を開催し、情報交換や事例発表を通して活動に必要な知識と技能の習得を図る。
『地域住民支え合い活動』 の推進・支援	地区社協・支部社協における住民主体の地域福祉活動を推進・支援するとともに、全世帯対象に地域福祉活動費を助成する。 ※国勢調査（H27.10.1現在）に基づく世帯数（137,992世帯）
地域福祉活動費の助成 ①集いの場の構築	高齢者の閉じこもり防止と介護予防のためのサロンや子育て家庭を支援するサロンなど「集いの場（下記①～③）」の運営を支援する。また、年間を通して、サロンの定期開催や活動拠点の確保など、さらなる充実に向けて活動の強化を図るため、参加者の実績に応じて活動費を助成する。 ①いきいきサロン ○会食会 13,137人 × @300=3,941,100円 ○茶話会 15,833人 × @50= 791,650円 ○会場費補助 1,552箇所× @250= 388,000円 ②子育てサロン 946組 × @300= 283,800円 ③世代間交流 1,898人 × @200= 379,600円 （※令和2年度の事業計画時の数値で積算）
②訪問による見守り活動 【拡充】	心身の状況等の理由により、いきいきサロンへの参加が難しい高齢者を対象に、配食サービスや友愛訪問を行い、地域から孤立しないよう見守り活動を行う。 なお、コロナ禍であることを踏まえ、定期的な訪問活動に対する支援の充実に向けて、特に②友愛訪問に対する助成金額について、実績に応じて交付できるよう要綱を改正し、下記により活動費を助成する。 ①配食サービス 12,418人 × @240=2,980,320円 ②友愛訪問 8,294件 × @200=1,658,800円 （※令和2年度の事業計画時の数値で積算）

事業名	説明
<p>第2層協議体開催の支援及び協議体の設置に向けた地域の関係機関・団体との懇談会（勉強会）開催の支援（郡山市受託事業）</p>	<p>『地域共生社会』の構築に向け、地域における生活課題の発見と課題解決に向けた住民主体による「介護予防」や「生活支援」の取り組みが求められている。本事業では、『生活支援コーディネーター』が中心となり、協議の場となる第2層協議体の開催を支援するとともに、未設置地区においては、協議体の設置に向け地域の関係機関・団体との懇談会（勉強会）開催を支援する。</p> <p>なお、郡山市では、地区社協・支部社協の区域38ヶ所に第2層協議体を設置する計画で取り組んでいる。</p> <p>（※「生活支援コーディネーターの配置」による生活支援体制整備事業）</p>
<p>『生活支援コーディネーター』の活動の充実（郡山市受託事業）</p>	<p>介護保険法の改正により、地域支援事業の中の包括的支援事業に生活支援体制整備事業が位置付けられ、各市町村には「協議体の設置」と「生活支援コーディネーターの配置」による生活支援体制の整備が求められている（上段の事業）。当協議会では、「生活支援コーディネーターの配置」について、平成29年度から郡山市の受託事業として取り組んできた。令和3年度も地域の関係機関・団体と連携し、住民主体による介護予防のための「集いの場」や「生活支援」の創出に努め、地域の助け合い・支え合い活動のより一層の充実を図る。</p>
<p>『住民参加型在宅福祉サービス事業』“たすけあい活動”の推進【拡充】</p>	<p>今後ますます多様化する地域生活課題に対応するため、制度の枠にとらわれず、住民同士がお互いさまの精神で日常生活における「ちょっとした困りごと」を手助けする『住民参加型在宅福祉サービス事業』を有償ボランティア（助っ人隊）で行う“たすけあい活動”の推進を図る。具体的には、高齢者、障がい者、妊産婦を対象に利用登録を受け付け、登録後に掃除・買い物・ゴミ出し等の生活支援サービスを提供する。</p> <p>また、地域における担い手（助っ人隊）の拡充を図るため、担い手が不足している地域を中心に『助っ人隊養成講座』のアウトリーチ（出前講座型）を積極的に展開していく。</p>
<p>東日本大震災及び福島第一原発事故による避難者支援の推進（県社協受託事業）</p>	<p>東日本大震災及び福島第一原発事故による被災者への支援として、避難者等の交流を目的にサロンを開催するとともに、避難元社協との協働による避難者等への訪問活動を実施する。</p>
<p>自然災害等における被災者支援の推進</p>	<p>令和元年東日本台風（台風第19号）豪雨災害により被災し、住み慣れた地域から応急仮設住宅等に入居した高齢者等の要配慮者を対象に、継続的な見守りや自立に向けた個別支援を実施する。</p>

事業名	説明
《基本目標Ⅱ 地域課題を我が事とし解決できる環境づくり》	
福祉なんでも相談事業の推進	<p>各地区で開催されている「いきいきサロン」等の「集いの場」に職員が出向き、高齢者あんしんセンター等の専門職と連携しながら、地域における困りごとの相談窓口として機能する体制を構築していく。なお、必要に応じて、地域で開催される各種サロンや会合の参加者に対して地域福祉の推進に向けた啓発チラシ等を配布し、『地域共生社会』の構築に向けた気運の醸成を高める。</p>
丸ごと相談窓口の整備	<p>当協議会が保有する各種の相談・福祉サービス機能を集約し、「福祉の総合相談窓口」として機能することで、福祉に関する相談を『丸ごと』受け止められる窓口の整備に向けた体制構築を推進する。また、必要に応じて困難事例のケース検討を行うなど、職員の資質向上を図りながら支援の充実に努める。 (※福祉なんでも相談事業との連携事業)</p>
ボランティアセンターの運営・ボランティアコーディネート の充実	<p>ボランティア・市民活動の拠点となるボランティアセンターの機能強化に努め、ボランティアコーディネートの充実を図る。また、平常時の活動に加え、日頃から災害時に対応できるよう災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な機材等の整備を進める。</p>
出前ボランティアスクール (講座)の開催 【拡充】	<p>住民自身が地域生活課題を『我が事』として捉え、その解決に向けて住民が主体的に参加する「住民主体の地域福祉活動」がますます重要となっている。また、コロナ禍であることを踏まえ、各地区において地域福祉活動の担い手である福祉委員の資質向上を図るとともに、ボランティアの潜在層の発掘・育成を目的に、地域に出向くアウトリーチ型の「福祉教育」を積極的に推進するため、以下の出前講座を開催する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① はじめてみよう！ ボランティア活動 ② 社会福祉協議会と地域福祉活動 ③ 福祉委員の役割と活動 ④ あなたも まちも いきいき！ いきいきサロン ⑤ 気軽に 無理なく 楽しく 自由に 子育てサロン ⑥ 私たちが暮らすまちを再確認！地域支え合い活動マップづくり ⑦ 『住民参加型在宅福祉サービス事業』“たすけあい活動” 助っ人隊養成講座 ⑧ シニアボランティア講座（全3日間） ⑨ キッズボランティアスクール（全2日間） ⑩ 地区社協・支部社協の部会向け講座（在宅福祉サービス部会・児童福祉推進部会・広報研修部会・活動資金部会）

事業名	説明
災害救援ボランティア養成講座の開催 【拡充】	自然災害の増加に伴い、近年ニーズが高まっている災害救援ボランティアの育成と人材の確保を図るため、ボランティア活動に関心のある市民及び災害救援ボランティア養成講座の修了者を対象に、養成とフォローアップを兼ねた講座を開催する。なお、コロナ禍であることを踏まえ、少人数で開催可能な同講座の出前講座型等による開催が可能となるよう研修プログラムの開発を行う。
夏・ボランティア体験プログラムの開催	7～8月のボランティア体験月間に、広く市民の理解と関心を高めるため、福祉施設や市民活動団体の協力を得て、学生を中心にボランティア活動を体験する機会を提供する。 なお、コロナ禍であることを踏まえ、受入側となる社会福祉施設や関係団体等に対し、どのような配慮が必要になるか検証し、必要に応じてアンケート調査を実施する。
地域ぐるみ雪かきボランティアコーディネート事業の推進	冬期間、郡山市内の高齢者や障がい者等で、雪かきが困難かつ協力者が得られない世帯を対象に、ボランティアによる雪かきの支援が得られるよう担い手の確保に努めるとともに、そのコーディネートを行う。
雪かきボランティア体験プログラムin湖南町の実施	市内最西端に位置し、豪雪地帯である湖南町の高齢者世帯及び障がい者のいる世帯等において、体験プログラム参加者が雪かき等のボランティア活動を行い、その体験を通して湖南町に暮らす人々の生活の一部を学ぶとともに、地域住民との交流を図ることを目的に年2回実施する。
ボランティア活動保険の加入促進	活動中の万一の事故に備え、地域福祉活動やボランティア・市民活動の実践者を対象に、ボランティア活動保険の加入促進を図る。

事業名	説明
<p>《基本目標Ⅲ 住民に寄り添い、後押しする相談・支援の強化》</p>	
<p>日常生活自立支援事業 (あんしんサポート)の推進 (県社協受託事業)</p>	<p>認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でなく、福祉サービスの利用が自らの判断でできない人や日常的な金銭管理に不安がある人に対し、本人との契約に基づき、自立した地域生活を送ることができるよう日常生活自立支援を行うとともに、事業の周知や相談体制の充実に努める。</p>
<p>成年後見制度(法人後見)の推進と中核機関の受託に向けた体制の整備 【一部新規】</p>	<p>単身高齢者世帯が増加する中、認知症高齢者等、判断能力が低下した人の権利擁護体制の構築が求められていることから、法人として成年後見事業を実施し、その推進を図る。なお、適正に法人後見事業を実施するため、「法人後見運営委員会」を設置し、司法関係者等の連携を強化することで事業実施法人としてのコンプライアンス(法令遵守)の徹底を図る。 また、「成年後見制度利用促進法(注1)」の施行に伴う中核機関(制度の地域連携の推進をコーディネートする機関)の受託に向けて、相談機能の充実と相談体制の整備を行う。</p>
<p>生活困窮者自立支援事業の推進 (郡山市受託事業) 【拡充】</p>	<p>コロナ禍で急増している生活困窮者等からの相談をワンストップで受け止める体制を強化するため、郡山市が設置する生活困窮者自立支援窓口職員を配置し相談支援にあたるとともに、生活困窮者自立支援法の改正を受け『就労準備支援事業』や『生活福祉資金貸付事業』等との包括的な相談支援体制の構築に努める。</p> <p>①自立支援相談業務 (生活困窮者の把握、包括的な相談受付、利用申込み受付、緊急的な支援及び各法に基づくサービスの利用手続き、アセスメント、支援プラン策定、支援調整会議への参加、支援サービスの提供、モニタリング、再プラン策定)</p> <p>②住居確保給付金の相談及び申請の受付等</p> <p>③関係機関や他制度に基づく事業に関する事務等 (※生活福祉資金貸付事業やフードバンク事業等各種事業との一体的支援の活用)</p>
<p>生活困窮者自立支援事業『就労準備支援事業』の充実 (郡山市受託事業)</p>	<p>コミュニケーションに自信がない、生活のリズムが乱れがち、どうやって就職活動したらよいか分からない等の理由により、日常生活の自立、社会生活の自立、就労の自立に向け支援が必要な人を対象に、これらの自立に向けた個別プランを作成し継続的な支援を行う『就労準備支援事業』を実施する。</p> <p><ステップ1> 日常生活自立プラン <ステップ2> 社会生活自立プラン <ステップ3> 就労自立支援プラン <ステップ4> 一般就労支援プラン (※生活困窮者自立支援事業との連携事業)</p>

事業名	説明
「こおりやまフードバンク事業」の推進	生活困窮者自立支援事業と密接な連携を図りながら、生活困窮者に対する食料品の配給を行う。また、安定的な供給体制を整備するため、食料品等の提供事業所の拡充に努める。 (※生活困窮者自立支援事業との連携事業)
住宅確保要配慮者に対する相談支援の推進	「住宅セーフティネット法(注2)」の改正を受け、住居の確保に課題を抱える人(以下「住居確保要配慮者」)に対する重層的な相談・支援活動の充実に資するため、行政機関、不動産事業所等の関係機関による「連絡協議会」の設立を目指して、住居確保要配慮者に関する現状把握と状況分析、情報の共有化を図り、併せて住居確保要配慮者に対する新たなサービスの提供に向けた調査・研究及び開発に取り組む。
生活福祉資金貸付事業の実施(県社協受託事業) 【拡充】	低所得世帯の経済的自立と生活の安定を図るため、生活福祉資金の貸付事業を行う。 なお、令和2年度において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入が減少した世帯等に対し生活福祉資金(特例貸付)の貸し付けを行ったが、引き続き収入の減少が続いている生活困窮者等に対する相談・支援の強化及び当該貸付金の債権管理事務等に対応するため、相談体制の拡充を図る。
たすけあい一時資金の貸付事業の実施	低所得世帯を対象に、一時的に急を要する場合であり、かつ他からの借入が困難な場合に貸し付けを行う。
《基本目標Ⅳ 地域の団体の協力関係とネットワークの構築》	
歳末たすけあい運動募金配分事業の実施	12月から2月までの期間に実施する住民参加の助け合い・支え合い活動を基本とした下記①～⑦の交流事業に対し、歳末たすけあい募金による配分事業を行う。 ①クリスマス会 ②おせち配食サービス ③新年会 ④大掃除お助け事業 ⑤ご近所除雪事業 ⑥年末年始見回り事業 ⑦子ども食堂
『社会福祉法人の地域における公益的な取組』の推進 【拡充】	郡山市内の社会福祉法人とのネットワークの構築や協議体との連携を図りながら、地域生活課題に対応できる『社会福祉法人の地域における公益的な取組』を推進し、社会福祉法人間の連携あるいは社会福祉法人と住民組織との連携による生活支援等の新たな社会資源や福祉事業の創出に向け検討・開発に取り組む。

事業名	説明
<p>《基本目標Ⅴ 誰にでもわかりやすい情報の発信と福祉啓発》</p>	
<p>「こおりやま社協だより」 「社協ニュース」の発行</p>	<p>地域福祉の啓発やボランティア・市民活動への参加を促進するため、紙面の内容充実を図りながら、広報紙「こおりやま社協だより」を年1回発行し市内全戸に配布する。また、より最新の情報をより早く市民に提供するため、新たな広報誌「社協ニュース」を年4回発行し、公民館等の公共施設やスーパー等の商業施設等を中心に設置する。</p>
<p>ファミリーフェスタ2021 の開催</p>	<p>広く市民を対象とした参加体験型のイベントを開催し、健康や福祉に関する啓発を行う。また、企業からの出展や協賛広告を得ながら内容の充実に努める。</p>
<p>地域福祉推進セミナーの 開催 【一部新規】</p>	<p>『地域共生社会』の実現に向け、高齢者・障がい者等すべての人が住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会づくりを目指し、地域住民のほか、様々な福祉分野で活躍する福祉関係者・事業所等が集い、誰もが地域の支え手となるための仕組みづくりについて考えることを目的としたセミナーを行う。 (※「社会福祉大会」開催年度以外で実施する事業)</p>
<p>ホームページ・SNS による情報提供 【拡充】</p>	<p>ホームページやFacebookを活用し、市民がいつでも何処でも求める情報に触れられるよう、その発信に努める。 なお、令和2年度にホームページの全面改訂を行ったが、情報更新作業をスピーディーに行うなど情報提供機能のさらなる充実を目指す。 ※ 「SNS」とは、「ソーシャル・ネットワーキング・サービス（英: social network service）」の略で、「人と人の繋がりを支援するインターネット上のサービス」のこと。</p>
<p>郡山市認知症高齢者SOS 見守りネットワーク事業 への協力 (ICT活用による メール配信検索事業)</p>	<p>郡山市が取り組む「認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業」と連携し、徘徊高齢者が出現した際、その検索を目的に開発したメール配信システムを活用し、システム登録者へ検索依頼メールを一斉配信し、多くの地域住民の協力により当該高齢者の早期発見に努める。また、障がい者の検索依頼メールも発信できるよう調査研究を行う。 ※ 「ICT」とは、「インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジー（英: Information and Communication Technology）」の略で「情報通信技術」のこと。</p>

《各種福祉事業の推進》

事業名	説明
『福祉バスの運行事業』の実施	民間福祉団体が行う視察研修等の事業を支援するため、福祉バスを運行する。
『高齢者の買い物を目的とした移動等を支援するための事業』の充実	日常生活を営むうえで必要な食料品又は日用品の購入に支障のある地域に居住する高齢者に買い物の機会を提供することで、安定した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、これにより閉じこもりの予防及び社会参加・交流が図られ、もって高齢者の心身の自立が促進されることを目的に本事業を実施する。なお、本事業は、高齢者が外出に支障を来たす冬期間（12月から翌年3月）に実施する。 (※『福祉バスの運行事業』の拡大事業)
『火災等被災者への見舞金支給事業』の実施	自然災害や火災により被災した世帯に対し、生活再建への助長と援護の一環として災害見舞金を支給し、併せて日本赤十字社からの災害見舞品の交付を行う。
郡山市民生児童委員協議会連合会への支援	民生児童委員の互助共励、相互交流、自主研修等を図る郡山市民生児童委員協議会連合会の活動を支援するとともに、事業費の助成を行う。
郡山市高齢者作品展の開催	高齢者が長年培ってきた技術や知恵の伝承及び趣味で作っている作品を展示することにより、高齢者の生きがいと創造性を高め、高齢福祉の増進を図るとともに、広く住民に対して高齢福祉についての理解と関心を高めることを目的に開催する。

《在宅福祉サービス及び介護予防・生活支援事業の推進》

ホームヘルプサービスセンター事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険法に基づく事業 <ol style="list-style-type: none"> ①訪問介護事業 ②訪問入浴介護事業 ③介護予防訪問介護事業 ④第1号訪問事業 ⑤介護予防訪問入浴介護事業 2. 障害者総合支援法（注3）に基づく事業 <ol style="list-style-type: none"> ①居宅介護・重度訪問介護事業 ②移動支援事業 3. 郡山市受託事業 <ol style="list-style-type: none"> ①障害者等在宅訪問入浴サービス事業 ②産後ヘルパー派遣事業（育児支援家庭訪問事業） ③いきいきデイクラブ事業
------------------	--

事業名	説明
指定居宅介護支援事業	<p>介護保険法に基づき、居宅の要介護者が適切な保健・医療・福祉サービスを利用できるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅サービス計画（以下「ケアプラン」）の作成等、居宅介護支援（以下「ケアマネジメント」）等の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ケアマネジメント業務（ケアプランの作成等） ②要介護認定の申請にかかる援助及び認定調査（委託事業） ③介護予防支援業務の受託 ④第1号介護予防支援業務の受託
指定特定・障がい児相談支援事業	<p>障害者総合支援法（注3）に基づき、障がいのある人が地域での生活が可能となるように、心身の状況を把握したうえで、「福祉サービス等利用計画」の作成やモニタリング（注4）期間毎に「サービス等利用計画」の見直し等の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基本相談支援 ②計画相談支援等 ③サービス利用支援 ④継続サービス利用支援
障がい者相談支援事業 （郡山市受託事業）	<p>障がい者、障がい児とその家族が安心して地域生活を送ることができるよう、障がいのある人の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福祉サービスの利用援助（情報提供及び代理申請等の支援） ②社会資源を活用するための支援（情報提供及び助言等） ③社会生活力を高めるための支援（権利擁護に関する支援等） ④専門機関の紹介 ⑤地域自立支援協議会の運営に係る連携及び協力 ⑥相談支援機能強化事業に関すること（困難事例等への対応等）
障がい者基幹相談支援センター事業 （郡山市受託事業）	<p>市内相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び権利擁護事業等、下記の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①相談機能強化事業（専門的な相談支援等を要する困難ケース等への指導・助言等） ②相談支援従事者の育成（人材育成における研修会の企画・実施等） ③相談支援体制の強化（障がい者相談支援事業との連携強化） ④権利擁護（成年後見制度利用支援に関して専門機関の情報提供、郡山市障がい者虐待防止連絡協議会への参加等） ⑤郡山市障がい者自立支援協議会の運営
障がい者虐待防止センター事業 （郡山市受託事業）	<p>「障害者虐待防止法（注5）」に基づき、障がい者の虐待を防止し、障がい者の養護者に対する支援等を促進するため、下記の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①連携協力体制整備事業業務 ②家庭訪問等個別支援業務 ③専門性強化事業業務 ④普及啓発事業業務

《保育事業の推進》	
保育所の運営	1. 赤木保育所（定員80名） <ul style="list-style-type: none"> ①乳児保育事業 ②時間延長型保育サービス事業 ③開所時間延長促進事業 ④土曜一日保育事業 ⑤保育所等地域子育て支援事業への協力 2. 希望ヶ丘保育所（定員140名） <ul style="list-style-type: none"> ①乳児保育事業 ②時間延長型保育サービス事業 ③開所時間延長促進事業 ④土曜一日保育事業 ⑤保育所等地域子育て支援事業への協力
《関連事業》	
共同募金運動・歳末たすけあい運動への協力	地域の一人ひとりが協力し助け合う、明るく住みよい地域社会を推進していくための共同募金・歳末たすけあい運動を推進する（福）福島県共同募金会の事業に協力する。
日本赤十字社事業への協力	人道と博愛の精神に基づく災害救護活動を始め、国際活動、血液事業、奉仕団活動、青少年赤十字活動の推奨及び救急法や健康生活支援講習の普及などの事業を推進する日本赤十字社の事業に協力する。
福島県福祉人材センター協力指定事業（県社協受託事業）	福祉の職場を目指す人と、人材を求める福祉の職場の橋渡しをする福祉人材センターの移動相談会等の実施に協力する。

（注1）「成年後見制度利用促進法」とは、「成年後見制度の利用促進に関する法律」のこと。

（注2）「住宅セーフティネット法」とは、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」のこと。

（注3）「障害者総合支援法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のこと。

（注4）「モニタリング」とは、一般的には「監視すること」と訳されるが、介護保険や障害福祉サービスの分野では、「利用者の現状を観察して把握すること」をいう。

（注5）「障害者虐待防止法」とは、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」のこと。